

## 第 8 7 6 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 8 年 2 月 1 0 日 (水) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 伊藤委員長, 佐竹委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 高橋教育長

### 4 説明のため出席した者

西村教育次長, 鈴木教育次長, 志子田総務課長, 伊藤教育企画室長, 菊田福利課長,  
鈴木教職員課長, 桂島参事兼義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 山内高校教育課長,  
猪股施設整備課長, 松本スポーツ健康課長, 鎌田全国高校総体推進室長,  
三浦参事兼生涯学習課長, 田村全国高校総合文化祭推進室長, 笠原文化財保護課長 外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

### 6 第 8 7 5 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第 8 7 6 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐竹委員及び奈須野委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 教育長報告

### (1) 検定中の教科書閲覧問題について

(説明者: 教育長)

検定中の教科書閲覧問題について, 御報告申し上げます。

資料は 1 ページから 4 ページである。

資料 1 ページを御覧願いたい。

この問題は, 教科書会社が検定中の教科書を教員に閲覧させるとともに, 謝礼を渡していたというものであり, 文科省から資料 2 ページ以降のとおり, 全国の状況について, 教科書会社から得た情報が公表されたところである。

その後の文科省からの情報により, 本県でも表 1 に記載のとおり, 校長等の管理職や既に退職した教職員等も含め 4 2 人が, 東京書籍と光村図書出版の 2 社について, 教科書を閲覧していたということが示された。

今回の事案は, 法律によって無償となっている小・中学校の教科書の採択に関することであるとともに, 公務員が許可なく報酬を受けることを制限している地方公務員法の観点からも, 疑念を招きかねない, 重大な問題であり, 極めて遺憾である。

これまでの一連の経緯については, 表 2 に記載のとおりであり, 現在, 県教育委員会がチームを組んで, 直接, 該当者から聞き取り調査を行っている。今後, その結果がまとまり次第, 文科省へ報告するとともに, その調査の内容を踏まえて, 該当者の処分等についても検討してまいります。

これまでも教科書採択に関しては, 公正を確保するため, 県教育委員会としては通知だけでなく, 説明会や採択に係る調査等を行ってきたところであるが, 今回のような事案が発生し, 取組が徹底されていなかったこととなり, 大変残念に思っている。今後, 再発防止に努めてまいります。

本件については, 以上である。

( 質 疑 )

奈 須 野 委 員 今年度, 県教委でも県立中学校の教科書採択を行ったが, それぞれ配付された教科書をしっかりと熟読し, 長い時間をかけて教育委員会の中で十分な議論を重ねて採択を行

ったところである。我々が教科書を採択するにあたっては、外部からの介入は一切なく公正中立な立場で、未来を背負う子ども達の為に自信を持って教科書を採択した。

こうした教科書採択事務に関して、教科書会社が検定中の教科書を教員に見せて意見を聞き、謝礼を支払うなどの文科省通知で禁止されている行為が行われていたということは、大変遺憾である。

また、安易に謝礼を受け取っていた教員がいたということも、子供たちを裏切る行為であり、公平公正に選定されるべき教科書の信頼を根本から揺るがす問題であると思う。

先程、教育長からも説明があったが、この問題に関して、県教委としては毅然とした態度で今後も取り組んでいただき、明らかになった事実については速やかに公表していただくよう要望する。

教 育 長 委員御指摘のとおりである。県教委としては、まず事実関係をきちんと調査して速やかに報告するよう全力で取り組んでまいり。合わせて再発防止の観点でも万全を期してまいり。

佐 竹 委 員 私も奈須野委員と同じ意見である。私達の教育委員会では教科書採択の際には、本当に一生懸命に教科書を読んで、自信を持って採択した。

(表1) 事案件数及び該当者数の分類の中で、対価を伴わない事案と対価を支払った事案とあるが、もちろん金銭の授受が発生するかしないかの違いはあるが、教科書を出版する際、教員などに閲覧させて意見を聴取することは、慣例としてあるものか、それともあってはならないものと認識すべきか伺いたい。

義 務 教 育 課 長 申請中の教科用図書の取り扱いについては、教科用図書検定規則実施細則の中で、「その内容が申請者以外の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。」とされており、金銭の授受に関わらず、見せてはならないこととなっている。

佐 竹 委 員 見せてはならないということは分かった。

遠 藤 委 員 申請本ではなく、現在使用している教科書について、教えにくさの部分やこうした事を加えたら良いのではないか等の意見を、教員から聴取するような事はあるのか。文科省に申請する前の段階で監修などを行う事はあるのか。

教 育 長 教科書を作成していく段階の中で、現在の教科書から新しい教科書に改訂される際、教科書会社でも色々改善したいとの思いを持っているので、具体的な意見をできるだけ多く集めたいという事はあると思う。そうした中で、現場の教員に対して意見を求める事も当然あるかと思う。

今回の事案は、検定前の閲覧を禁止している期間にそうした行為が行われたということで、特に問題として取りあげられている。

遠 藤 委 員 決められたルールの中で一定の線引きをする必要があるし、意見を聞かれている教員側も、そうした線引きを意識しなくてはならないということであると思う。

## 9 専決処分報告

### (1) 第355回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第355回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから8ページであるが、1ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年2月5日付けで知事から意見を求められたので、その内容について御説明申し上げます。

はじめに、「予算議案」について、資料3ページの「第355回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。

「予算の概要」について、平成28年度一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分の予算額は、2,152

億2,462万8千円で、前年度と比較すると、37億6,091万8千円の増となっている。増の主な要因としては、人件費や物件費、災害復旧事業費等によるものである。

また、「主な事業」としては、資料3ページから5ページに記載のとおりであるが、その中でも特に注力する取組について、御説明申し上げる。

資料3ページを御覧願いたい。

まず、2の「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」のうち(1)の「いじめ・不登校等対策の強化」である。

ハとニに「いじめ・不登校等対策」に関する事業を記載しているが、いじめや不登校等の問題は本県でも大きな課題であり、その解決に向けて、スクールソーシャルワーカーやいじめ・不登校等に対応する支援員を増員するとともに、教育庁内に児童生徒や保護者、教職員の悩みに対する助言や課題解決を支援するチームを設置し、県内全域からの個別相談に応じたり、学校を直接訪問するなどして、震災で受けた心のケアへの対応とも併せて、市町村教育委員会等の関係機関との連携をより一層密にし、対策を強化するものである。事業費としては、ハとニを合わせて3億9,645万3千円を計上している。

次に、資料4ページを御覧願いたい。

3の「障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進」のうち、ハとニの事業について御説明申し上げる。

まず、ハの「特別支援学校整備事業」であるが、特別支援学校の狭隘化問題を解消するため、(仮称)利府支援学校塩竈校及び小松島支援学校松陵校の供用開始に向けた事業費を計上するほか、視覚支援学校の寄宿舎改築のため設計等調査業務に要する経費も計上している。また、全ての支援学校の寄宿舎へ空調設備を整備するための事業費も計上しており、学習や生活環境改善の取組を強化する。事業費としては4億8,232万円を計上する。

また、ニの「ICTを活用した特別支援学校スキルアップ事業」は、新規事業として特別支援学校においてICT機器を社会とのコミュニケーションツールとして活用し、これまで以上に職業体験などを通じた社会とのつながりやより幅広い学習活動を行うことで、児童生徒一人ひとりの自立と社会参加を促進し、共生社会の実現を目指す取組を行う。事業費としては、2,880万円を計上する。

次に、4の「被災地における安全・安心な学校教育の確保」のうち(2)の「被災児童生徒等の心のケア」であるが、新規事業であるニの「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」について、御説明申し上げる。

震災の影響などにより、心のケアや学習支援等を必要とする児童生徒への支援やいじめ・不登校問題の対応を強化するため、「みやぎ子どもの心のケアハウス」を開設する県内8市町を支援するものである。学校や関係機関等とも密接に連携しながら、震災等に起因する児童生徒の心の問題によりきめ細かく対応してまいる。事業費としては、1億300万円を計上する。

次に、資料5ページを御覧願いたい。

「債務負担行為」であるが、石巻北高等学校校舎改築工事のほか11件について、必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

次に、資料6ページを御覧願いたい。

「予算外議案の概要」について、まず、条例議案であるが、議第18号議案「職員定数条例の一部を改正する条例」については、学級数の減少により学校教職員の定数を改定しようとするもの、議第19号議案「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」については、地方公務員法の改正に伴い、引用条項の移動を行おうとするものである。

続いて、資料7ページを御覧願いたい。

議第20号議案「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」については、学校教育法の改正等に伴い、新たな学校の種類として「義務教育学校」が規定されたことから、関係する条例に該当文言を追加しようとするもの、議第41号議案「ライフル射撃場条例の一部を改正する条例」及び議第42号議案「文化財保護条例の一部を改正する条例」については、銃砲刀剣類所持等取締法及び文化財保護法施行令の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

最後に、資料8ページを御覧願いたい。

条例外議案であるが、議第95号議案「工事請負契約の締結について」は、宮城県農業高等学校用地造成工事の請負契約の締結について、地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

以上 知事から意見を求められた内容について御説明申し上げたが、このことについては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月8日付けで専決処分し、異議のない旨回答しましたので、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) 質疑なし

## 10 議事

### 第1号議案 宮城県指定文化財の指定について

(説明者：教育長)

「宮城県指定文化財の指定について」、御説明申し上げます。

資料は1ページから6ページである。

資料2ページを御覧願いたい。

有形文化財1件を文化財保護条例第3条第1項の規定により、宮城県指定有形文化財として指定するものである。このことについては、宮城県文化財保護審議会に諮問し、1月26日付けで「県指定に指定することが適当である」旨の答申をいただいている。

なお、詳細については、文化財保護課長から御説明申し上げます。

(説明者：文化財保護課長)

引き続き、宮城県指定文化財の指定について御説明申し上げます。

今回の指定は有形文化財、彫刻の木造菩薩立像1躯である。

資料2ページを御覧願いたい。

所有者は十八夜観世音堂保存会、所在地は仙台市太白区長町一丁目7-34、同所に所在する十八夜観世音堂の本尊である。

菩薩の姿をした立像で、観音菩薩として現地でまつられているが、宝冠を失い、頭部周囲に小さな仏の存在などを確かめられないため、詳しい像名は不詳である。像の高さは138.5cmである。頭頂部の球形をした髻、腹部が細く腰高のプロポーション、顎と肩を引き、ゆるやかなS字を描いて、安定した側面観は、木製仏像の古い様式を伝えている。左足下に切断された痕跡があり、制作当初は台座を含めて一つの材であったと思われる。こうした作風と技法から、制作時期は8世紀末から9世紀初頭、奈良時代末期から平安時代初期とすることができる。

菩薩像は一本のカヤの木から彫り出されている。カヤ材は奈良時代末期から平安時代初期に、畿内の木彫像に意識的に採用された材種で、同じ頃の、東北地方に伝わる木彫像の多くはケヤキ材であることから、本像は畿内の仏像制作の作法に基づいていると考えられる。

像の右腕の肘から先、左手、右の足元などは後の時代に補っているが、総じて状態がよく、東北地方に残る木彫像としては、現存、最古であり、その文化財的な価値は極めて高いと思われる。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

伊藤委員

こうした文化財の指定は、大変結構な事であると思う。最近の報道によると、多賀城遺跡では文書箱など色々出土されたということもあり、多賀城政庁のエリアでそうしたところに光を当てていくのは、とても大事な事であると思うので、今後の文化財全体のあり方や発掘計画などがあれば伺いたい。

文化財保護課長

多賀城全体の整備基本計画等については、この後の課長報告の中で御報告させていただくこととしているが、多賀城創建1300年となる2024年を見据えて、多賀城市と県で協力して整備してまいりたいと考えている。

遠藤委員

私は仏像の見方は詳しくないが、この仏像は腰高のプロポーションで胸から腰に掛け

てキュッとしまっている。あまりこうした仏像を見たことがないが、そうした面でも貴重な像ということか。

文化財保護課長 まさにそのとおりである。これだけキュッとしまっていて非常に形がいい。これは古い時代の特徴と捉えられる。

遠藤委員 長町の十八夜観世音堂で、地域の方々が代々これを守ってきたと思う。こうしたものが新たに発見されるということは、既に仙台市の指定文化財として指定されていて、それを県でも指定文化財に指定にすることか。それとも、県がはじめて光を当てたということか。

文化財保護課長 十八夜観世音堂自体は、江戸時代の中頃に現在地に建てられたと言われており、地元の方は堂内に仏像があることは承知していた。しかし、仏像を専門に研究している研究者でも、これだけ古い時代のものがあると知ったのは、ほんの10年前のことである。研究者も扉を開けて見たところ、大変古く、腰高のプロポーションをした仏像があったので、大変驚いたということである。

文化財の指定については、既に仙台市で指定しており、仙台市での指定を受けて、今度は県での指定を行いたいと考えている。

遠藤委員 今回指定の仏像に限らず、震災による津波では、色々なお寺や神社が被災しているが、県内には、このような文化財に相応しいような仏像などが、ノーマークであるというケースはまだあると考えてよいのか。

文化財保護課長 実際のところ、古そうだという物は何件かあるが、それらは信仰の対象になっており、秘仏という事でなかなか見る機会が少ないといった理由から、はっきりしていない物が県内には何点かある。

遠藤委員 信仰の対象であるため、見られる機会が少ないということですね。

佐竹委員 指定文化財の候補とする場合、研究者などから情報が入ってきて推薦があると思うが、そうした流れについて伺いたい。

文化財保護課長 はじめに、市町村で指定されている文化財を中心としたリストを作成する。次に、そのリストを元に、有形文化財の建造物や美術工芸などの文化財のジャンル別に分け、指定に相応しい物を選んで、各ジャンル10件程度のリストを作成する。それを文化財保護審議会に諮って指定候補リストとして調製する。さらにその指定候補リストの中から、諮問の順番を考慮した諮問リストを調製する。このように三段階でのリストを作成して、順番に指定を考えていくという方法で整えているものである。

佐竹委員 今回はその中で、この木造菩薩立像がリストの中で一番上位になったということか。

文化財保護課長 有形文化財の中では、この木造菩薩立像の指定が良いだろうということで諮問し、答申をいただいたところである。

佐竹委員 まずは市町村がそのリストを持っているということか。

文化財保護課長 市町村での指定文化財を踏まえて、県でリストを作成するものである。

佐竹委員 市町村で指定を受けたものが前提ということですね。

例えば、秘仏であってもこうした仏像があそこにはあるという噂があって、まずは市町村に情報が入る。それから市町村で文化財の指定するかどうか検討し、指定後に県へと上がってくるという流れになるか。

文化財保護課長 一次対応としては、基本的には地元の教育委員会で対応していただくよう市町村には伝えている。しかし、このまま放置しておく文化財が守られない可能性ということで、緊急に何らかの措置を講じる必要があると判断した場合には、市町村と県が一緒になって早急に文化財保存の対応をすることとしている。

佐竹委員 文化財というのは、歴史を物語るものであり大変大事なものなので、是非そうした迅速な対応をしていただきたい。他にもどこかに埋蔵されている可能性もあるので、色々な情報をさらに集めて新たな発見があれば良いと思う。

齋藤委員	指定に関しての異論はないが、真贋という意味でのこの仏像の価値は、誰が評価したものか。
文化財保護課長	この仏像の場合、東北大学の仏像を研究している先生方と直接文化庁で彫刻を担当している方が研究チームを作り、東北地方一帯で貴重であると思われる仏像の調査を行っている。その調査直前に十八夜観世音堂に古い仏像があるという事が分かり、その調査の対象となり、日本を代表する彫刻・仏像の研究者がすぐに調査に入って、価値が認定されたものである。
佐竹委員	十八夜観世音堂保存会の皆さんが、一生懸命保存してきたと思うが、文化庁の研究者の方々からこのような評価をいただいたとお伝えはしているのか。
文化財保護課長	地元の所有者の協力なしには調査もさせていただけない。調査の結果については地元の方々にもお伝えしている。
佐竹委員	一生懸命保存してきた方々に対して、大変誇りのある名誉な事なので、是非お伝えしていただき、是非指定していきたいと思う。こうなると実際に見てみたいが、秘仏のため見るのは難しいか。
文化財保護課長	現地に置いておくと危険な可能性もあるので、現在は仙台市博物館で保管をしている。現地で安全な状態で保管できる事が確認できた時点で、現地に戻す方向で所有者の十八夜観世音堂保存会と話を決めてまいりたい。
委員長	(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

## 1.1 課長等報告

### (1) 平成28年度宮城県公立高等学校入学者選抜前期選抜等実施状況について

(説明者：高校教育課長)

平成28年度宮城県公立高等学校入学者選抜前期選抜の実施状況がまとまったので、御報告申し上げます。資料は、1ページから7ページである。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。

「1 入学者選抜実施公立高等学校数・学科数」及び「2 前期選抜実施公立高等学校数・学科数」については、記載のとおりである。

次に、「3 総括」について、全日制課程では募集人数4,842人に対して8,309人が受験し、受験倍率は1.72倍、定時制課程では、募集人数308人に対して、198人が受験し、受験倍率は0.64倍であった。

続いて、2ページから5ページには、「各高校の実施状況」を掲載しているので、後ほど御覧いただきたい。資料6ページを御覧願いたい。

「1 地区別の出願倍率及び受験倍率」、「2 学科別の出願倍率及び受験倍率」については、資料記載のとおり全ての地区、全ての学科で1倍を越えている。

資料7ページを御覧願いたい。

7ページには、「前期選抜において受験倍率の高かった学校」や「最近3カ年の間に学科改編等を行った学校、学科」についてまとめている。

平成28年度前期選抜において、最も受験倍率の高かったのは、仙台一高の6.95倍、また、今春、新設される多賀城高校災害科学科は、2.06倍となった。

最後に、7「今後の入試日程」について、前期選抜の合格発表は、2月12日、後期選抜、第二次募集の日程については、記載のとおりである。

本件については、以上である。

(質疑)

伊藤委員長	資料7ページの松島高校観光科の受験倍率は、H26年は1.83倍、H27年は1.75倍と推移しているが、H28は2.50倍となっている。 受験倍率が増えた要因としては、これまでのディスティネーションキャンペーンや学
-------	---

校の授業で取り組みなどが、報道等でもかなり広く取り上げられるようになったことが影響していると思う。倍率が上がっていることについて、どのように捉えているか。

高校教育課長

松島高校観光科は、平成26年度が初年度であり、27年度は2年目である。

観光科は専門学科であるが、専門学科の授業が本格化するのは2年生からである。1年生の時は、工業科でも農業科でも普通科でも同じ授業を行っているが、2年生になると観光科ならではの特色ある授業が始まり、マスコミ等を通じて広く報道される中で、観光科に対する関心が高まってきているものと考えている。

佐竹委員

欠席者については、どのような対応をしているのか。

高校教育課長

資料1ページを御覧願いたい。「3 総括」の中段に欠席者等の合計を記載している。各学校で欠席者が何名かずついるが、今年度は37名で昨年度よりも4名少ないものの、37名の欠席者がいたということである。

欠席については、出願時期の影響もあるが、前期選抜に出願している生徒の多くは、高専や私立高校などに合格が決まった場合、事前に欠席と連絡が入る。しかし受験票は発行済であるため、出願者数からこの欠席者数を除いて、受験者、受験倍率を計算している。高校での対応については、中学校から個別に連絡が入るので、欠席扱いとして空席にしたまま試験そのものは通常通り進めている。

佐竹委員

37名もの子供達が、何らかの理由により欠席するのかなと思ったので伺った。きちんと学校同士で連携できているのであれば問題ないと思う。

高校教育課長

欠席者37名の主な理由はそうした理由からである。今回は体調不良などによる欠席の報告はなかった。

佐竹委員

特定の地域に集中せず分散しているようだが、どのように把握されているか。

高校教育課長

全県一学区が導入された当時、中央地区への一極集中が懸念されていたが、前期選抜、後期選抜、二次募集まで含めて、最終的にどの程度の人数が、自分が通学する中学校以外の圏域の学校を受けたかの調査を行っているが、今年度については、まだ前期分ということで、まだそこまでの調査は行っていない。

平成26年度の調査では、全体で15%ほどの生徒が、自分の通っている中学校以外の圏域の高等学校を受験している事が分かっている。このうち、旧仙台北地区から旧仙台南地区への移動、旧仙台南地区から旧仙台北地区への移動は全体の10%である。

また、仙台地区と他地区との移動という観点から見ると、当初懸念されていたような大きな集中は起きていない事が分かっている。

佐竹委員

地区別の出願倍率を見ると、中部南は2.06倍、中部北は1.8倍となっている。前年度と比べて中部南の方が少し上がっていると思うが、特別この地区だけに集中している様子でもないので、全県一学区制となっても、生徒が自分の立ち位置をしっかりと捉え、希望を叶えることに繋がっていると感じたので、確認したところである。

## (2) みやぎ防災教育副読本「未来への絆」について

(説明者：スポーツ健康課長)

「みやぎ防災教育副読本」について、御報告申し上げます。

資料は、8ページと別冊の絵本及び副読本の3冊である。

この絵本及び副読本は、東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、平成24年度に策定した「みやぎ学校安全基本指針」を土台として、県内すべての児童生徒等が様々な災害に対応する能力と心を身に付け、防災意識の内面化を図るための教材として、一昨年度、昨年度と小学校の副読本を作成し、今年度は、幼稚園用の絵本、中学校、高等学校用の副読本を作成したものである。

この絵本及び副読本は、「3. 11を忘れない」から「生き方を考える」までの、「7つ」の基本テーマで構成されているが、このテーマは、幼・小・中・高の副読本に共通したものとなっている。

別冊の絵本「みんな えがおで」は、幼稚園での読み聞かせ用として作成しており、震災を知らない園児

に震災の教訓を伝えるものとして、地震と津波の内容で構成されている。

中学校用、高等学校用の副読本は、様々な災害の特性等を知る内容はもちろん、支援者となる立場から共助に関連する内容を充実させるとともに、話し合い活動等の要素を取り入れ、地域に貢献する行動につなげられる内容としている。

「その他」に記載したが、副読本は学校・園の据え置きとし、各学校に対して、副読本を活用する際の留意点等を示した「手引き」も併せて配布し、学校の実情に応じた活用を促していくこととしている。

また、「みやぎ防災教育推進協力校事業」を地区ごとに2校指定し、副読本を活用した授業実践及び地域連携に関する「みやぎモデル」の構築を進めてまいりたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊藤委員長

先月26日に、教育委員会の学校現場視察で色麻町立色麻学園を訪問した際、各教室の後方には、「未来へのきずな」の副読本が活用された様子で保管されており、今回作成した3種類の副読本についても、大いに活用されるのではないかと考えている。

佐竹委員

副読本を活用した事業実践を2校指定すると説明があったが、

スポーツ健康課長

地域毎に小学校1校、中学校1校の2校を指定するので、県内7地区で14校の指定となる。

佐竹委員

指定は各地域で行うのか。

スポーツ健康課長

教育事務所単位でどの学校にするか調整し、指定は県で行う。今年は小学校の指定を行っているので、来年度は中学校と高校を指定する予定である。

佐竹委員

幼稚園・保育園向けの絵本は、大変興味深い。津波避難ビルや避難所のマークなどは、初めて見たので、認識を新たにしたところである。こういったものが、色々な所で目に付くよう、分かりやすくPRしていただき、子供たちにも覚えてもらえるよう、園児などにも活用していただきたい。

スポーツ健康課長

幼児向けの絵本の活用方法はどのように考えているか。

マークは意識して表紙と中身にも記載した。子供たちにも同じように気付いてもらえるとありがたいと考えている。

絵本の作成にあたっては、幼稚園で実際に指導している先生方に編集委員をお願いした。我々が見ると絵の力であるが、読み聞かせの声の力も大変大きく、子供たちを引きつける要素であるので、何度も文面も練り上げて作成したところである。

公立・私立を問わず全ての幼稚園に配付することとしている。高校用も私立にも全て配付する。小中学校分は、仙台市は別に作成していたが、仙台市立の高校は県から配付することとしている。

佐竹委員

各学校には防災主任が配置されているが、園児の場合は先生全員が防災主任になると思うので、是非活用していただくよう伝えていただきたい。

奈須野委員

これで幼稚園から高校まで全て完成したということである。この副読本をどのように有効活用できるかであると思う。先程、色々なモデル校などを指定しながら進めていくとの説明であったが、各市町村の中でも副読本を作成していると聞いている。それとの融合や協調を図りながら防災教育を進める事に力を入れていただきたい。

幼稚園向けの絵本は、本当に良いものができたという思いである。子供だけではなく、保護者も一緒に読んで、読み聞かせるような活動を行っていただきたい。

遠藤委員

先月の教育現場視察では、登米市の小中学校を訪問した際、色々な教科で防災教育を組み込んだ年間の計画を見せていただいた。学校でどのように防災の心を伝えていくかの取組が綿密に行われていることを嬉しく感じた。

5年が過ぎると風化すると言われているが、普段の授業と関連させて3.11の事を伝えて、自分の命を自分で守るという意識付けを繰り返し行っていく必要があると思う。全ての学年でこうした副読本が揃ったことは大変嬉しい。これからは、中高生には、

支える側の役割も書いてあるので、そうした意識付けも進んでいくのではないかと思う。

副読本の配付は学校だけではなく、公立の図書館などには配付しないのか。教室で見ただけではなく、公立図書館に置いてあると親子で見る機会も増えると思う。地域の大人が学校での取組を理解するのも役立つと思う。

スポーツ健康課長

家庭で親が子供に読み聞かせをする場合の利用方法としては、Web上から印刷したものを活用できるようにしている。

図書館への配付については、残り部数にもよるが可能な限り配付してまいりたい。

学校では各教室に据え置きとなり、次の学年も次の学年も使用するので、Web上から印刷した書き込み式のワークシートを使用するなど、様々な活用方法がある。

教 育 長

図書館に配備するという事は大変重要な御指摘である。防災教育については、特に地域と一緒に避難訓練を行う重要性の話もしており、地域でネットワーク会議を持って、そうした学校だけではなく地域全体でという話もしているので、より多くの人が目にする図書館や公民館に、できるだけ多く配備するよう努力してまいりたい。

### (3) 平成27年度学校保健統計調査の結果(速報)について

(説明者：スポーツ健康課長)

平成27年度学校保健統計調査(速報)の概要について、御報告申し上げます。

資料は、9ページから13ページである。

資料9ページを御覧願いたい。

この調査は、「2 調査の方法」に記載のとおり、文部科学省が県に依頼して行っている抽出調査であり、本県の児童生徒及び幼児の体格並びに疾病等について、統計課においてまとめたものである。

「3 調査の範囲」については、表のとおりである。

「5 調査事項」に記載のとおり、発育状態については、身長、体重及び座高を、健康状態については、目や鼻、歯・口腔等の疾病や異常の有無について調査している。

資料10ページを御覧願いたい。

発育状態のうち、身長については、男子の高等学校3年生と女子の高等学校1年生を除き、全国平均値と同じか、全国平均値を上回っている。

体重については、女子の高等学校3年生を除き、全国平均値と同じか、全国平均値を上回っている。特に、女子の幼稚園5歳児が全国で第1位となっている。全国順位は身長、体重とも概ね1桁台が多く、本県の子どもは比較的大柄であることが分かる。

資料11ページを御覧願いたい。

「(2) 肥満傾向児の出現率」については、高等学校2・3年生の女子を除いて全国値より高くなっている。また、男子の小学校6年生、女子の幼稚園5歳児が全国1位となっている。前年度との比較では、男子の小学校6年生、中学校3年生を除き肥満傾向の割合が減少している。女子では、幼稚園5歳児、小学校6年生、中学校2年生を除き肥満傾向の割合が減少している。

資料12ページを御覧願いたい。

(疾病・異常の有無を含む)(1)健康状態についての資料である。

全国平均より2%以上高いものは薄い網掛け、5%以上高いものは濃い網掛けとしている。むし歯が明らかに高いことが課題である。

今回の調査結果から明らかになった「課題と取組」を資料13ページにまとめている。課題としては、小学生の時期に運動習慣を身につけさせ、食育を推進する取組が求められること、学校の組織的な取組がより一層望まれること、歯・口腔の健康づくりに向けた取組が今後とも必要であること、の3点があげられる。

このことを踏まえて、今後の「取組の方向性」であるが、学校において、「正しい生活習慣」と「運動習慣」の確立、「食育の推進」に記載している取り組みが必要であることから、学校と家庭が連携を深め、記載しているような取組を進めてまいり。

県教育委員会としては、学校保健統計調査の結果については、体力・運動能力調査の結果と密接に関連していると捉えている。

これらの取組とあわせて、体力・運動能力の向上に取り組んでまいらる。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊藤委員長 資料13ページの課題と取組について、課題にあるように肥満傾向の出現率が全国値より高い理由として、学校の組織的な取組が全国の割合より低いということで、主にここに全て凝縮されていると思う。学校の組織的な取組をより一層推進していくために、具体的には各学校にはどのような形で周知しているのか。

スポーツ健康課長 運動習慣については体育主任、健康問題については保健主任の研修会等において、今年度良かった学校での取組事例を集めて周知したい。4月の教育委員会で報告する予定であるが、現在こうした取組事例を冊子にまとめているところである。健康課題と体力運動能力を合わせた取組の事例集、今後の方向性を確認した報告書を元に、両主任の研修会で周知してまいりたい。

伊藤委員長 冊子で具体的に例示することは重要であると思う。不慣れな学校においては、そうした冊子をテキストとして、課題の改善に取り組むよう徹底していただきたい。

遠藤委員 資料9ページの調査方法について伺いたい。発育状態調査と健康状態調査は、別々に行われた調査という理解でよいか。

スポーツ健康課長 調査としては一体の調査であるが、対象校が異なっており、調査シートは共通であるが、発育状態調査のみの回答者と健康状態調査のみの回答者がいるため、抽出している数が全く異なっているというものである。

遠藤委員 数としては、統計の数を満たしているということですね。

むし歯が多いという指摘について、歯科検診でのむし歯保有率が低い学校には、良い歯の学校と言うような表彰制度があり、多くの学校が取り組んでいたと思うが、そうした取組で努力していても、全国値よりも高いということが分かった。むし歯対策での取組で課題などはあるか。

スポーツ健康課長 御指摘のあった表彰制度については、歯科医師会で実施している制度である。

今年は3年に一度の全数調査の年にも当たっており、現在集計中であるが数字がまとまり次第、県歯科医師会で分析した上で、御指導いただくこととしている。

この調査では、むし歯は治療しても、一度罹患するとずっとカウントしていくため、むし歯予防の取組が重要となってくる。家庭や学校での取組は条例などでも定めているが、目に見えた効果は上がっていない状況であるため、今後さらに検討していかなければならない。

遠藤委員 歯磨きは磨き残しも多いため、きめ細かな指導も必要であると思う。

佐竹委員 歯に関しては、保健福祉部との連携もあると思うが、地域毎に歯の健康に取り組んでいる地域もあると思う。

今回の調査は文科省から指定された学校が対象ということであるが、肥満が多い地域やむし歯が多い地域といった地域毎の分析は行っているか。

スポーツ健康課長 今回の調査については、県単位の調査であり県内の地域毎の分析は行っていないが、3年に一度の調査では、地域別の状況も分析しているので、取りまとめ次第、御報告申し上げます。

佐竹委員 資料13ページの課題について、「小学生の時期に運動習慣を身に付けさせ、食育を推進する取組が求められる。」とあるが、幼稚園の統計も行っているのに、なぜ「小学生の時期」に限定しなければならないのか。

今回の調査は、学校を対象とした統計調査であるため仕方ないのかもしれないが、こうした取組は幼児期から進めるべきであると思う。幼稚園児の肥満傾向児の出現率は、

女子が全国1位、男子は全国4位となっている。また県教委では、学ぶ土台づくりやルブルにおいて幼児期からの取組を進めており、「小学生の時期に」と限定することに疑問を感じたところである。

取組の方向性について、「休日の親子遊び」の促進についての記載があるが、小さいうちから、親子の愛情形成と一緒に遊びを覚えていくことなどを目的に、学ぶ土台づくりを作ってきたので、幼少期から習慣化されるような取組が必要であると思う。小学校入学時における幼稚園・保育園との連携も必要である。幼児期の指導は習慣を定着するためには一番重要であると思う。この辺りをもう少し検討いただきたい。

スポーツ健康課長

委員御指摘のとおりであり、表現方法が不足であったと考えている。

「小学生の時期に」と記載したのは、中学校に入ると部活動の加入率が高く、運動時間も増えて肥満も減少傾向にあり、小学生の状況が悪いため記載したものである。

小学校以前がより重要であるとの御指摘をいただいたので、表現を改めてまいりたい。

佐竹委員

生活習慣、食育、運動、遊びから運動を覚えていくという、原点に戻っていただくためにも、幼少期から親子の愛情形成が確立されて、土台ができていくと思うので、そうした部分も加味した表現にしていきたい。

奈須野委員

取組の方向性について、「②学校と家庭が連携を深め、『正しい生活習慣』の確立を図る。」の中で、健康保健調査票や体力カードは学校で作成しているものか伺いたい。

スポーツ健康課長

体力カードはこれまでもあり、家庭との往復を行っている学校と行っていない学校があったと思う。

健康保健調査は、これまで小学校入学の際、保護者から予防接種や持病の有無などについて調査していたものであるが、今年4月からは、毎年健康診断前に家庭の状況を調査することとなったものである。本県では、全ての学校の取組として行うよう様式を作成し示しているところである。今後は、健康に関する家庭との連絡通信票として、学校と家庭が健康状態についての情報交換を行うこととなる。

奈須野委員

健康保健調査票では、家庭から健康状態についての連絡はあると思うが、食育や肥満などは、毎日の家庭生活に直結していることである。学校と家庭が緊密な連携を深めていくためには、例えば1週間の食事内容の調査を行うなど、家庭からも情報を出してもらような取組を行い、連携していかないと変わっていかないとと思う。

学校は運動不足や肥満によって起こる問題などを家庭に情報提供し、家庭はそうした情報などを活かした食事なども考えながら、学校に家庭での状況を伝えるなど、緊密な連携をしていく必要があると思う。学校と家庭で密接な連携が取れていないと、食育問題だけではなく、いじめや不登校の解決にも繋がっていかないとと思うので、そうした部分も検討していただきたい。

スポーツ健康課長

中学校、高校では、家庭での学習時間などの記録に取り組んでいる学校もあるが、小学校の場合は、起床と就寝時間の目標、遊びを含めた運動の内容、スマホの使用ルールなどを記載するようなカードを作成するよう検討しているところである。

運動については、小学生の運動習慣を定着させるためのWebなわとびは行っているが、ラジオ体操カードのように、走る活動やその他の遊びの活動などを行ったら、丸印をつけて保護者が確認するといったような取組を行ってまいりたいと考えている。

強制すると逆効果となる面もあるので、使いやすく季節毎に使用できるようなカード方式で、短い達成感と目標が持てるような内容で、提案してまいりたいと考えている。

齋藤委員

資料13ページのむし歯の被患率について、むし歯になった率という意味か？治療した歯は含まれないという理解でよいか。

スポーツ健康課長

被患率とは、一度むし歯になって治療しても治療した痕跡が残るので、むし歯になったとカウントしているものである。

齋藤委員	永久歯に生え替わった子供たちが、低学年でむし歯になった子供が多ければ、成長とともにさらにむし歯が増えた、減ることはないということか。
スポーツ健康課長	一人で比較した場合、増える事はあっても減ることはない。
齋藤委員	小学校を除き、昨年度より減少傾向が見られるとは、現在中学、高校生の子供たちが小学生の時にむし歯であった子供たちが比較的少なめであったということか。
スポーツ健康課長	前の学年に比べて減っているということである。ただし、抽出による調査なので多少の前後はあると思うが、長い期間での傾向を見ていく必要があると考えている。
齋藤委員	永久歯に生え替わる幼い時期での指導が、大変重要であると思う。 学校歯科医の話では、口の中を見ると色々な事が分かると話していた。口の中はとても大事で、治療しているか、していないかも大変重要な意味を持つという。むし歯になって、きちんとケアしているか、していないかは大きな要素であると話していた。 今回の統計調査では、治療しているか、していないかは全く考慮されていない。むし歯になったか、ならないかだけである。
スポーツ健康課長	委員御指摘のとおりである。今回とは別の調査では、歯科崩壊などの御指摘もいただいており、こうした問題は生活状況との関連性があると考えている。 また、西日本と東日本では、東日本の方がむし歯の本数が多いという傾向が見られる。秋田県では、小学校入学時は本県と同じくらいの罹患率であるが、学年が進んでも上手く抑制されているという話も聞くので、取組による成果が表れていると考えているので、今後、研究してまいりたいと考えている。
遠藤委員	むし歯が1本でも10本でも、被患率は1とカウントするという事だろう。 指導する側からすると、治療の有無は大きな要素であると思うので、全数調査の際には、むし歯はあるが治療有りとなしとの区分で調査していただき、保健指導に活かしていただきたい。
スポーツ健康課長	毎年の健康診断での結果については、各学校では要再検や要治療などに分けて、専門医に掛かるよう養護教諭を中心に保健指導を行っている。しかし、保健指導を受けて実際に通院している率については必ずしも高くはない。そうした部分を高める工夫も必要であると考えている。

#### (4) みやぎ総文2017・南東北インターハイ開催500日前PRイベントについて

(説明者：全国高校総合文化祭推進室長)

資料14ページを御覧願いたい。

平成29年に開催される第41回全国高等学校総合文化祭(みやぎ総文2017)及び平成29年度全国高等学校総合体育大会(南東北インターハイ)の開催及びその概要を広く県民に周知するための、カウントダウンイベントの開催について御報告申し上げます。

資料に記載のとおり、両大会の開催500日前PRイベントを3月19日土曜日に、イオンモール名取を会場に実施する。

イベントでは、中・高校生の芸術文化・スポーツ活動のステージ及び展示発表や、主催生徒委員によるPR活動を行う予定である。

委員の皆様にも、当イベントの周知に御協力、御参観いただきたい。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員	来場者数はどの位を見込んでいるか。
全国高校総合文化祭推進室長	会場となるイオンモール名取は、ちょうど3月にリニューアルオープンする予定である。借用するイベントスペースの場所は、東側と西側に分かれる位置にあり、食料品売場にも隣接しているため混み合う場所である。イオンモールの見込みでは、リニューアルオープンの土曜日ということで、一日の来館者を9万人と見込んでいる。

佐竹委員	当日は、実行委員会の委員や発表する生徒たちが集まると思うが、何校、何人くらい集まるのか。
全国高校総合文化祭推進室長	今回のイベントは、生徒実行委員会の主催であり39名の委員がいる。その生徒達を中心となって、司会や進行などを行う予定でいる。我々は裏方として、展示物の片付けなどを行うこととしている。 またインターハイは、山形県2名、福島県2名、宮城県12名の合計16名の生徒が参加する予定でいる。
伊藤委員長	実行委員は生徒が中心になって、看板の揮毫なども行い、受け渡しのセレモニーなども報道された。生徒を前面に出しながら、教職員はバックアップするというような理想的な形であると思う。
全国高校総合文化祭推進室長	今回、仙台西高等学校合唱部により、大会イメージソングが初めて公開される。先月31日にはイメージソングの収録を行い、現在CDを作成中である。今後は、そのCDを使用して大会の周知などに役立ててまいりたい。
佐竹委員	イメージソングの歌詞は一般公募であったと思うが、作曲も公募を行ったのか。
全国高校総合文化祭推進室長	作曲についても、高校生に募集を行い、仙台商業高校の2年生男子が作曲した曲を採用したところである。
佐竹委員	曲のアレンジも生徒が行ったのか。
全国高校総合文化祭推進室長	編曲は福島さんというプロの方をお願いした。

#### (5)「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」の策定について

(説明者：文化財保護課長)

『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』の策定について、御説明申し上げます。

資料は15ページ及び別冊『特別史跡多賀城跡附寺跡 整備基本計画の概要』である。

資料15ページを御覧願いたい。

はじめに「1の計画策定の背景と目的」を御説明申し上げます。

多賀城は古代東北地方の政治的・軍事的中心であり、我が国において特に重要な歴史遺産として特別史跡に指定されている。多賀城跡調査研究所が昭和44年から行っている発掘調査成果に基づいて、史跡整備を実施し、多賀城の歴史的意義を理解し、親しむことができる空間の創出を目指してきた。

多賀城は平成36年に創建1,300年を迎える。今回の計画は、これを機会として、多賀城跡全体を見据えた整備目標、基本方針、構想を再構築し、整備に関する今後の柱とするものである。それとともに、古代多賀城の威容と広大さを最も実感できる、政庁跡からその南の外郭南門跡に至る、多賀城中軸部を最優先に、総合的に整備する計画である。

次に「2の計画策定の経緯」を御説明申し上げます。

平成25年度から策定に向けた調査及び資料の収集を開始し、26年度から策定作業を行ってきた。策定作業にあたり、多賀城市教育委員会および同市関係部局と綿密な協議・調整を行ってきた。多賀城市は特別史跡の管理団体であり、また本計画では整備事業を分担することとしており、策定により県と市が共通の方針と計画、理解に基づいて整備事業を進めることができる。

個別の内容は「多賀城跡調査研究委員会」から指導・助言を受け、最終案について承認を得た上で、パブリック・コメントを実施し、その結果、5人、1団体から36項目の御意見・御提案をいただいた。中には「県民が誇りと愛着を持ち、親しむことができる地域資産、あるいはそれを活かした観光資源となる、整備活用を進めてほしい」と、策定目的に近い御意見も寄せられている。

続いて、別冊資料『特別史跡多賀城跡附寺跡 整備基本計画の概要』を御覧願いたい。

1ページの「Ⅰ多賀城とは」、2ページの「Ⅱこれまでの整備」、3ページの「Ⅲ整備基本計画、『1 計画策定の経緯と目的』、『2 整備の目標』については、記載のとおりである。

『3 整備の基本方針』は6項目となっている。

①多賀城跡附寺跡の本質的価値を構成する遺構を保護し、その継承をはかり、②遺構を整備し表現することにより来訪者が学び楽しめる空間を創出し、③それらに親しみ、憩える場を形成すること、さらに、④市民・県民が多賀城跡を利用した様々な文化的活動が実施できる環境を整え、⑤周辺地域のまちづくりとも連携し、地域の活性化や良質な生活環境の形成に貢献し、⑥地域の誇りとなる歴史遺産であるのみならず、東北地方を代表する歴史的観光資源となることを目指している。

『4 整備の全体構想』は4ページの図を御覧願いたい。

水色は既に整備・再整備が済んでいる地区、黄色は本計画で整備・再整備を行う地区、緑は将来的に整備を予定する地区です。整備の中心は政庁地区、政庁南面地区、南辺の各地区である。政庁地区東の作貫地区、北東の東門・大畑地区は建物跡の表示を充実させ、行政や軍事などの実務が行われていたことを示している。

政庁地区・南辺各地区の詳しい整備計画について、御説明申し上げます。

5ページ、6ページを御覧願いたい。図の南端を東西に走る「県道泉塩釜線」の北を来訪者の導入拠点と位置づけ、ガイダンス施設を設けて総合的に情報の提供を行うこととする。6ページ最下段のイラストである。この東側、南辺東地区は多賀城市中央公園も兼ねる。南辺東地区と書かれた左上に「築地塀表示」とあるが、ここに築地塀を長さ100m以上にわたり立体的に表示することとする。6ページ中段のイラストである。

築地塀の南は古代的な植生を再現するとともに、緑豊かな環境に親しみ、レクリエーションやイベント開催が可能な広場を整備する。ガイダンス施設西側に南北大路を整備する。5ページ最下段のイラストである。外郭南門は瓦葺き二重屋根、高さ13m以上で復元する。門の両脇は高さ4mの築地塀が復元される。

外郭南門の北、政庁南面地区に幅13mの政庁南大路を再現し、右の丘陵上に城前地区建物群を表示する。6ページ上段のイラストである。左側の低地、鴻の池には当時の湿地を復元する。5ページ中段のイラストである。

政庁地区は正殿の建物を中心に整然と配置された建物群を表示する。5ページ上段のイラストである。ここでは多賀城市提供のアプリケーション「歴なび多賀城」を利用し、スマートフォンで目の前の景色に、古代の建物を再現した立体的な画像を重ね合わせて見ることができる。

政庁南面地区は県、南辺各地区は多賀城市が事業を行う予定としており、共に、多賀城創建1,300年の節目、平成36年の公開を目指している。県はその後に、作貫地区、東門・大畑地区などの整備・再整備を進める計画である。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊藤委員長 創建1300年は平成36年で8年後ということで、具体的に立体的にどのように整備されるのかは、ただ今の御説明のあった計画の概要図6、7ページでイメージが伝わった。現時点での総経費はどの程度見積もっているか。

文化財保護課長 県で実施する事業分については、総経費は今の段階での見積もりはあるが、今後精査していくこととなるので、現時点で総経費をお示しすることは難しい。多賀城市も同様の状況である。

伊藤委員長 当時の多賀城の役割などが実際に見ることができるということで大変楽しみにしている。宮城県県のシンボリックな建物として有効に活用されれば良いと感じた。

教育長 ただ今御質問のあった予算に関しては、大変大きな問題である。整備基本計画は、今回お示しすることができたが、今後実現に向けて一つずつ調整を行ってまいりたい。同時に発掘調査も継続しているので、多賀城市とも歩調を合わせて取り組んでまいりたい。今回は基本計画のイメージを御確認いただきたい。

遠藤委員 5、6ページの地図を見ても、政庁の周りには民家が存在する。多賀城跡がどのくらいの大きさの政庁であったかを知るには、一番外側の築地塀がどの範囲まで広がっていたのかが見える事が重要であると思う。将来的な整備計画では西側、北側が示されているが、民家を含んだ政庁跡の整備はどのようになるのか。民家は全て立ち退いてもらい整備をするということなのか。

文化財保護課長 5ページの地図で見ると、政庁の左側に道路があるが、旧塩釜に通じる道路であり、この道路沿いには集落があり民家が密集している状況である。現在の考え方では、この集落との多賀城整備では共存する形を取っているが、政庁南面地区については、現在協議を行っているところである。

遠藤委員 多賀城全体の歴史の価値やビジターセンター機能は、東北歴史博物館で担う事になるのか。

文化財保護課長 建物の拠点としては、東北歴史博物館が担うこととなる。また、国府多賀城駅にも案内所を設け、多賀城は南側入口を導入拠点に位置づけることと考えている。

教育長 現在居住している方も大勢いるので、一緒にこの遺跡を大事にしていこうという考え方である。このイメージ図のエリアの中に居住している全ての方々に、移転等をお願いする訳ではないことを御理解いただきたい。

5ページ左下図の南門は、多賀城市が復元したいということで計画しているところであり、そうした多賀城市の計画も踏まえつつ、県としては可能な箇所を基本計画に基づいて実現に向けて一歩ずつ進めていくということである。

今回の計画は、創建1300年の平成36年に全て完了するというわけではない。目標としては多賀城市と共に取り組んで行くが、最終的なイメージをお示ししたということで御理解をいただきたい。そうした意味で、総事業費についても今後の調整があるということである。

佐竹委員 創建1300年に向けて、南門の復元など多賀城市がメインで事業を進めていき、県ではその後に周辺の整備を行うという認識でよいか。それとも一緒に事業を進めていくということか。

文化財保護課長 多賀城市で計画を進めているのは南門の外郭の建物で、県ではその北側の「鴻の池」「政庁南面地区」「城前地区」などの整備を計画している。

佐竹委員 これらの地区は平成36年までの間に整備し、その後、順次、周辺を整備していくという認識でよいか。

別冊資料の裏表紙に、現在ボランティア団体によって、積極的な現地ガイドが行われているとあるが、今後も継続して行くということによいか。また、地域や県民との協働について、多賀城市が主体となって、様々な事業やイベントを実施して呼びかけているのか。県はどのような関与をしているのか。

文化財保護課長 多賀城市では、これまでも政庁を使つてのイベントなどを行っているが、県では具体的な計画は予定していない。

佐竹委員 多賀城市で行う事業に対する県の対応、協力はどのようなものになるか。

文化財保護課長 多賀城市が中心になって事業を実施する場合は、東北歴史博物館が積極的な形で関わっていくこととなる。

遠藤委員 附寺跡（つきたりてらあと）とは、高崎廃寺のことか。

文化財保護課長 そのとおりである。かつては、高崎廃寺と呼んでいたが、現在は多賀城廃寺と言い方になり、最初に多賀城跡が指定になり、その後に追加指定を受けたため、附の指定ということで附寺跡となった。合わせて多賀城の指定名称が多賀城跡附寺跡となったものである。

遠藤委員 機能として政庁に附いているということではなく、現在の指定を受けた際の名称ということで理解した。

## 12 資料（配付のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 平成28年度県立中学校の入学選抜結果について
- (3) 平成28年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

- (4) 宮城県図書館講演会「イギリスの絵本作家 エミリー・グラヴェットー絵に生きるー」
- (5) 宮城県美術館特別展「レオナルド・ダヴィンチと『アンギアーリの戦い』展」
- (6) 東北歴史博物館企画展「秩父宮記念スポーツ博物館巡回展」

13 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成28年3月15日（火）開会とし、開始時間については議事が確定次第、追って連絡する。

14 閉 会 午後3時28分

平成28年3月15日

署名委員

署名委員